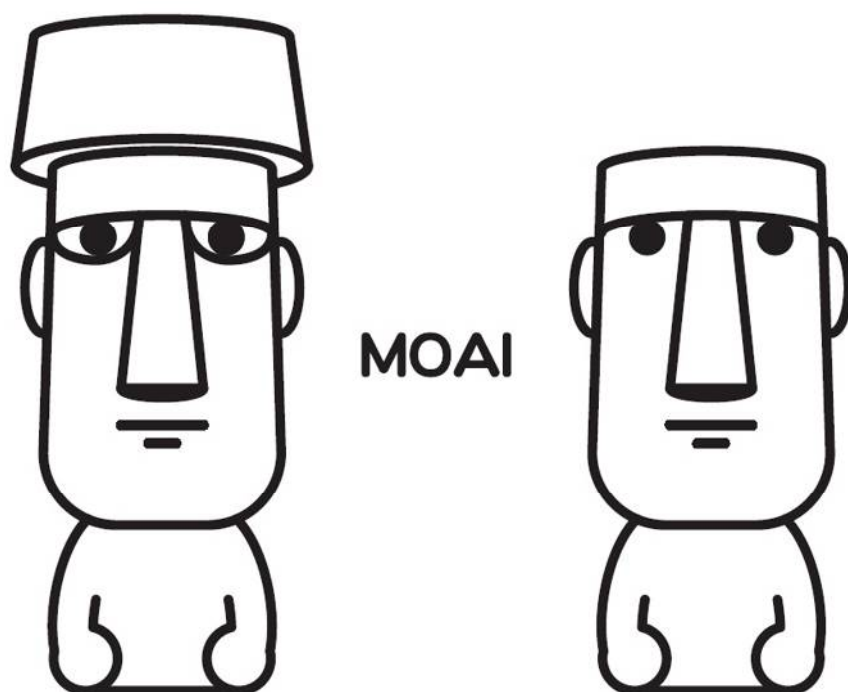


認可地縁団体登録の手引き

自治会・行政区等法人化の手引き



平成25年9月

宮城県 南三陸町

目 次

I 認可地縁団体とは

- 1 認可制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 対象団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 認可の要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2, 3

II 認可申請手続き

- 1 地縁団体認可までの主な手続きの流れ・・・・・・・・ 4
- 2 認可申請の事前準備・・・・・・・・・・・・・・・・ 5, 6
- 3 認可申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 申請にあたっての注意点・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 認可告示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

III 認可後の地縁団体について

- 1 認可後の自治会・町内会等の活動は・・・・・・・・ 9
- 2 不動産登記の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 認可地縁団体の印鑑登録・・・・・・・・・・・・ 10
- 4 各種課税関係について・・・・・・・・・・・・ 11
- 5 変更があったとき・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 《参考》コミュニティ協議会規約例・・・・・・・・ 13
- 根拠法令（地方自治法及び施行規則）・・・・ 21

IV 申請書等に係る様式

- 1 認可申請書（様式.1）
- 2 保有資産目録（様式.2）
- 3 保有予定資産目録（様式.3）
- 4 代表者就任承諾書（様式.4）
- 5 証明書等交付申請書（様式.5）
- 6 規約変更申請書（様式.6）
- 7 告示事項変更申請書（様式.7）

I 認可地縁団体とは

1 認可制度について

自治会・町内会は「権利能力なき社団」と位置付けられ、法人格を持てなかったことから、地区集会施設等の財産をもっている場合、当該団体の名義での不動産登記等ができませんでした。

そのため、不動産の登記名義を当該団体の会長個人又は役員の共有名義等としなければならなかったことにより、当該名義人の死亡による相続問題や、当該名義人の債権者による不動産の差押え等の財産上の問題が生じることがありました。

この制度は、このような問題を解消するため、不動産を保有又は保有を予定している自治会・町内会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記等を可能にしようとするものであり、平成3年の地方自治法の改正により新たに作られた制度です。

2 対象団体

この制度は、不動産等の財産を保有又は保有を予定している団体で、町・字の区域、その他一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下「地縁団体」といいます。）、自治会・町内会等を対象としていますので、次のような団体は対象となりません。

（1）特定の目的の活動だけを行う団体

【例】スポーツ活動だけや環境美化活動だけを行う団体など

（2）構成員に対して住所以外の特定の属性を要する団体

【例】老人会や子供会（年齢の制限）、女性会（性別の制限）など

（3）不動産等の保有を目的としない団体

不動産等とは、「不動産又は不動産に関する権利等」とを言い、次の4つを言います。

- ① 不動産登記法第3条各号に掲げる土地及び建物に関する権利
- ② 立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④ その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産（車両等）

3 認可の要件

地縁による団体の認可を受けるための要件として、地方自治法では次の4つの要件を満たすことを求めています。

(1) 目的

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会所施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

<基本的な考え方>

申請する地縁による団体が、スポーツや社会福祉などの特定の活動ではなく、広く地域社会の維持、及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とすることを規約に明記することが必要です。目的の中身として、住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理といった具体的な活動内容も明らかにする必要があります。なお、「現にその活動を行っていることと認められる」ための書類は、一般的には、総会などに提出された前年度の実績等報告書などが考えられます。

(2) 区域

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該地縁による団体が存続している区域の現況によらなければならないこと。

<基本的な考え方>

地縁による団体の区域は、その団体が安定的に存在し、その現況によることとしています。これは、制度の趣旨が現に存在する地縁による団体について、当該団体が保有する不動産等を、団体名義で登記等を行うことができるようにすることであるから、認可のために新たに区域を設定したり、区域が不安定な状態にある地縁による団体に対し認可を行うことは、適当でないとの考え方によるものです。

(3) 構成員

その区域に住所を有するすべての個人が構成員となることができ、相当数の者が現に構成員となっていること。

<基本的な考え方>

区域に住所を有するすべての個人が構成員となれる旨が規約に定められていること、及びその相当数の者が現に構成員となっていることが認可申請に際し提出される構成員名簿により確認されることを求めるものです。

ここでいう「すべての個人」とは、「年齢・性別等を問わず区域に住所を有する個人すべて」という意味です。したがって、これに反するような構成員の加入資格等を規約に定めることは認められません。

(4) 規約

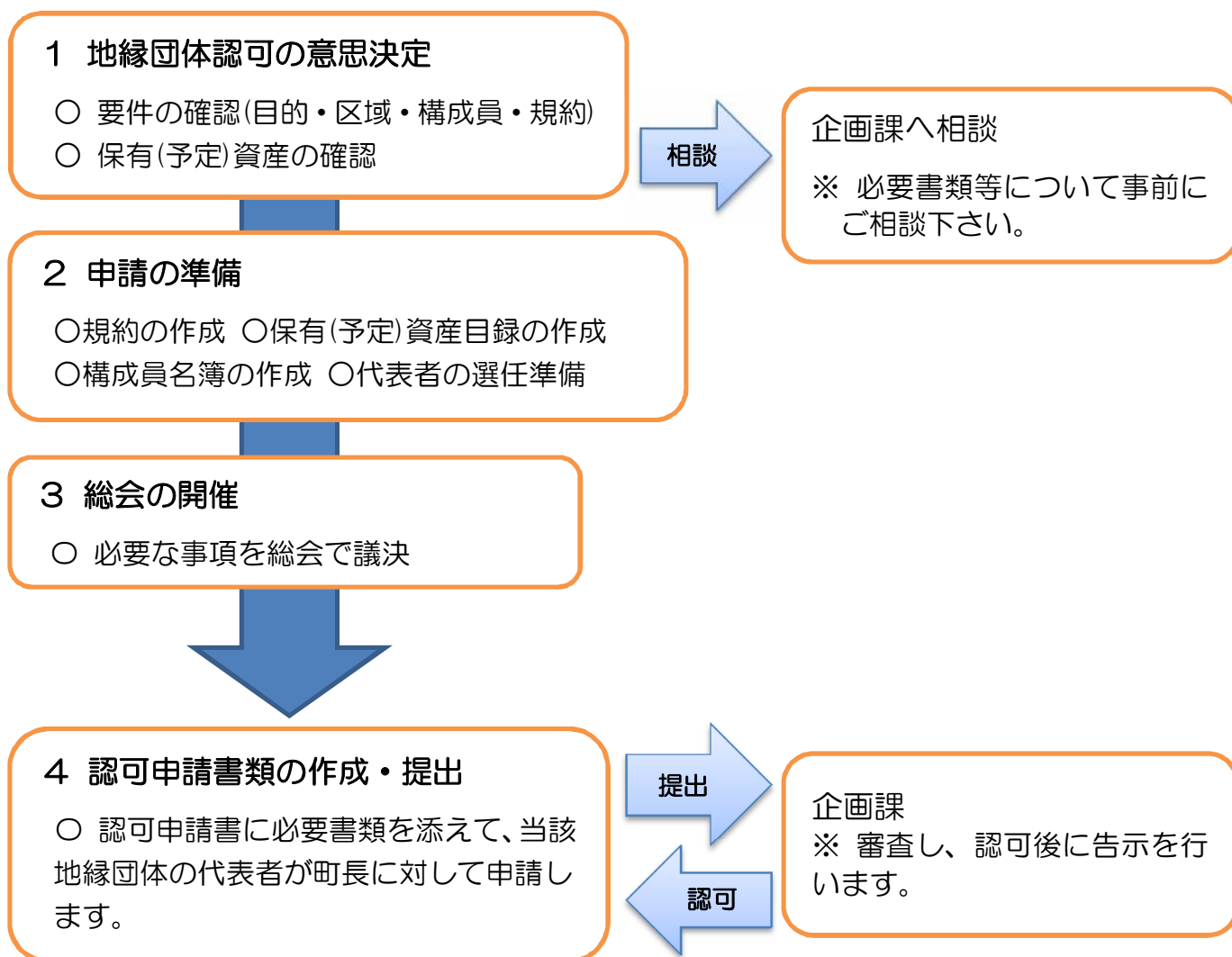
規約を定めていること。この規約には、目的・名称・区域・主たる事務所の所在地・構成員の資格に関する事項・代表者に関する事項・会議に関する事項・資産に関する事項が定められていなければならないこと。

<基本的な考え方>

自治会・町内会等の中には規約を定めていない団体もあるかと思いますが、法人格を得る上では規約を定めて団体の名称や目的等を対外的に明らかにし、組織の管理運営方法を明確にしておく必要があります。

Ⅱ 認可申請手続き

1 認可地縁団体までの主な手続きの流れ



告示

5 各種手続き

- 認可後、団体の印鑑登録をしてください。
- 印鑑登録後、不動産登記が可能となります。
- 国税・県税・町税に関する届出を行ってください。

手続き

印鑑登録：企画課
登記：法務局
町税：町民税務課
県税：県税事務所
国税：税務署

2 認可申請の事前準備

地縁による団体の認可申請を行う前に、当該地縁団体の現行の規約に基づき総会を開催し、認可申請の要否の意思決定をします。また、併せて規約の決定、区域の決定、構成員の確定、代表者の決定、保有財産の確定等を審議し、団体の意思決定をします。

(1) 規約の整備【定めなければならない事項】

① 目的

活動内容を盛り込み、活動の目的が具体的に分かるように定めます。

② 名称

●△コミュニティ協議会などを標記します。

③ 区域

- ・コミュニティ協議会等の活動の基盤となる区域を定めます。
- ・表示の仕方は、住居表示や、住居表示のなされていない区域では、地番を基本としますが、河川や道路などを目安に「〇〇川の北側」など、会員の方々に明確に分かる方法で、表記されても結構です。

④ 主たる事務所の所在地

主たる事務所の所在地は、代表者の住所でも、自治会・町内会等保有の集会所でもかまいません。

⑤ 構成員の資格に関する事項

- ・加入、脱退、手続きなどを定めます。
- ・構成員の基本は個人であることを定めます。
- ・区域の全員が加入できること、及び正当な理由がない限り加入を拒んではならないことは、必ず定めてください。
- ・法人も構成員となることができますが、その場合は、賛助会員の扱いが適当と思われる場合があります。

⑥ 代表者に関する事項

- ・選任、任期、解任の手続き、代表者の職務などを定めます。

・代表者の権限、代表者の件減に加える制限については、地方自治法第260条の5から第260条の10に規定されているので、これらの規約事項を定める場合は留意してください。

⑦ 会議に関する事項

- ・総会、臨時会などの開催手続き、会議の権限について定めます。
- ・総会、臨時会の招集・議決については、地方自治法第260条の13から第260条の19に規定されているので留意してください。
- ・各構成員の表決権は平等です。ただし、従来の自治会・町内会等においては世帯単位で表決権を平等とする運営が行われてきたものと思われます。そうしたことを勘案して、特定事項について世帯の表決権を1票とすることは可能ですが、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であることが認められる事項に限られるものです。なお、そうした場合においても、世帯内の構成員の表決権を剥奪することは認められません。
- ・規約の変更、財産処分及び解散の議決、代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等、また、代表者や監事の選任等の重要案件については、世帯の表決権を1票とすることは適当とは考えられません。

⑧ 資産に関する事項

資産の構成、管理・運営方法、会費などについて定めます。

(2) 構成員の確定

構成員を明確にする上から、申請前の総会で構成員を確定する必要があります。なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

(3) 代表者の決定

認可申請は、当該地縁団体の代表者が行うことになっていることから、申請前の

総会で代表者の決定をする必要があります。

(4) 不動産等の資産の確定

保有資産を明確にする上から、申請前の総会において資産の確定をしておく必要があります。

なお、認可申請には保有資産目録（又は保有予定資産目録）の添付が要件となっています。

3 認可申請の手続き

(1) 認可申請書

代表者が、申請書に必要書類を添えて、申請してください。

なお、代表者の押印は、印鑑登録をした印鑑による押印である必要はありません。

(2) 添付書類

ア 規約

イ 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

議事録に議長及び議事録署名人（規約で書記が定められている場合は書記）が署名押印したものです。

ウ 構成員名簿

構成員すべての住所、氏名を記載します。

エ 保有資産目録又は保有予定資産目録

目録に記載する財産は、次のとおりです。

<資産の内容>

- 不動産登記法第3条各号に掲げる土地及び建物に関する権利（所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権）
- 立木に関する法律第1条第1項に規定する「立木」の所有権、抵当権。
- 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）

- ・その他地域的な共同活動に資する資産であって、登録を要する資産
(除雪車、福祉又は警備の用に供する車両や船舶等)

申請時に資産を保有していないが、今年、集会所を建設するなど近い将来資産を保有する場合は、保有予定資産目録に記載してください。

オ 活動状況を示す書類

前年度の事業実績報告書、当該年度の事業計画書などです。

カ 申請者が代表者であることを証する書類

申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録の写し(議長及び議事録署名人の署名・押印があるもの)と、申請人個人が同意した就任承諾書です。

4 申請にあたっての注意点

○ 認可申請にあたっては、必ず貴団体の現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請の可否だけでなく、規約の整備、代表者の決定、区域の確定、構成員の確定、保有財産の確定等についても審議してください。

○ 特に規約については、必ず見直しをしていただき、許可要件に合致するよう規約の改正をしてください。

なお、総会を開催する前に、規約の改正案について事前に地域政策課にご相談ください。

○ 認可を受けた団体は、地方自治法の適用を受けることとなりますのでご注意ください。

5 認可告示

○ 提出された申請書類は、地方自治法第260条の2の「要件」を満たしているかどうか審査されます。要件を満たしていれば認可し告示を行います。また、告示事項を記載した台帳を作成します。

○ この告示は、法人登記に代わるものです。これによって自治会・町内会等が法人格を持つこととなります。

Ⅲ 認可後の地縁団体について

1 認可後の自治会・町内会等の活動は

自治会・町内会等は、認可された後においても、住民の方により自発的に形成された団体であるという団体の性格は変わるものではなく、認可前と同様、良好な地域社会の維持及び形成に役立つ地域的な共同活動を行ってください。この趣旨を明らかにするため、地方自治法第260条の2において、認可を受けた自治会・町内会等の活動について、次のような規定がおかれています。

① 市町村の認可は、当該認可地縁団体を、公共目的その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

（第260条の2第6項）

② 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

（第260条の2第8項）

③ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

（第260条の2第9項）

④ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用されます。

2 不動産登記の手続き

現在、会長や役員の方などの個人あるいは共有の名義になっている不動産は新たに認可されたコミュニティ協議会等の団体の名義へ、法務局で新築、又は移転登記を行うこととなります。

不動産登記についての詳しい手続きについては、法務局へお問い合わせください。なお、移転登記には、告示事項証明書（台帳の写し）が必要となります。

3 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度です。企画課で団体の印鑑登録ができますので、申請をしてください。

また、不動産の登記など、法令に基づいて提出を義務付けられている場合などは、「印鑑登録証明書」が必要となります。必要に応じて、印鑑登録及び証明書の交付請求をしてください。

(1) 印鑑の登録申請

認可地縁団体の印鑑を1地縁団体につき1個登録できます。登録申請をできるのは、原則として代表者本人のみです。

① 登録時に必要なもの

- ・認可地縁団体印鑑登録申請書
- ・登録する印鑑
- ・代表者個人の印鑑（南三陸町に印鑑登録をしてあるもの）

② 登録できない印鑑

- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は1辺の長さが30ミリメートルに収まらないもの
- ・印影を鮮明に表しにくいもの
- ・その他登録を受けようとする認可地縁団体印鑑として適当でないもの

(2) 印鑑登録証明書の交付

印鑑の登録後は、不動産の登記などに必要な「印鑑登録証明書」の交付を受けることができます。交付申請をできるのは、原則として代表者本人のみです。

【申請に必要なもの】

- ・認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書
- ・登録されている認可地縁団体の印鑑
- ・手数料（1部につき200円 / H25年度現在）

4 各種課税関係について

認可地縁団体に係る税金関係は、認可の前後で変わらないように措置されています。

必要な手続きの方法や詳しい内容は、各担当窓口にお問合せください。

- 町税【町民税務課】
- 県税【気仙沼県税事務所】
- 国税【気仙沼税務署】

(各種課税関係表)

税の種類		地縁団体の認可を受けた法人格	
		収益事業をしない場合	収益事業をする場合
町税	法人町民税	減免措置あり	課税
	固定資産税	減免措置あり	課税
県税	法人県民税	減免措置あり	課税
	法人事業税	非課税	課税
	不動産取得税	減免措置あり	課税
国税	法人税	非課税	課税
	登録免許税	課税	課税

5 変更があったとき

(1) 規約の内容に変更があったとき

規約に定めている内容に変更があったときは、「規約変更認可申請書」により申請してください。

申請書には、次の書類を添付します。

① 規約変更の内容及び理由を記載した書類

② 規約変更を総会で議決したことを証する書類（議長及び議事署名人が署名押印したもの）

このとき、告示の内容である「名称」「目的」「区域」「主たる事務所」「規約に解散の事由を定めたときは、その事由」を変更する場合には「規約変更認可申請書」と併せて「告示事項変更届出書」を提出する必要があります。

(2) 告示の内容に変更があったとき

「名称」「規約に定める目的」「区域」「主たる事務所」「代表者の氏名及び住所」「裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）」「代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）」「規約に解散の事由を定めたときは、その事由」に変更があったときは、「告示事項変更届出書」により、告示された事項に変更があった旨を証する書類（議長及び議事録署名人が署名押印したもの）を添付して届け出てください。

6 その他

(1) 認可の取り消し

認可後、地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことがあります。

(2) その他の義務等

① 財産目録及び構成員名簿の作成

財産目録及び構成員名簿を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

【参考】

作成例

○△行政区コミュニティ推進協議会
規 約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、○△行政区コミュニティ推進協議会と称する。

(区域)

第2条 この会は、南三陸町○●字○△、○▼、○●及び○▲に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第3条 この会は、事務所を南三陸町○●字○△ ●●番地 に置く。

第2章 目的

(目的)

第4条 この会は、地区住民の生活文化の向上を高めながら、健全な発展を図り、明るく住みよい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の親睦を図るための事業
- (2) 行政機関、各団体との連絡調整等の事業
- (3) 生活文化の向上を図るための事業
- (4) 環境衛生の向上を図るための事業
- (5) その他目的を達成するために必要なこと。

第3章 会員

(会員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 この会の事業を賛助するために、第2条に定める区域に住所を有する法人又は組合等にあつては、賛助会員となることができる。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、第2条に定める区域内に住所を有する個人の加入を拒むことができない。

3 第2条に定める区域に入居した個人又は団体に対しては、これらの者にこの会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

4 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。

(2) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき。

第4章 役員

(役員)

第10条 この会に次の役員を置く。

(1) 会長 名

(2) 副会長 名

(3) 事務局長 名

(4) 会計 名

(5) その他役員 名

(6) 監事 名

(役員を選出)

第11条 役員は、総会において会員の中から選出する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第12条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、この会の会計事務を処理する。

4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。

5 役員は、連帯して業務遂行の責を負う。

(役員任期)

第13条 この会の役員任期は〇年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補充することができる。この場合において、補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 会議

(会議の種類)

第14条 この会の会議は、総会、役員会及び監査会とする。

2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、事務局長、会計及びその他の役員をもって構成する。

3 監査会は、会長、会計及び監事をもって構成する。

(権能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 規約の制定改廃に関すること。
- (4) 役員を選任及び解任に関すること。
- (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。

2 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会で議決した事項の執行に関すること。
- (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 第1項に定める事項につき、急施を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長はこれを次の総会において報告し、承認を求めなければならない。

(通常総会)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後○か月以内に開催する。

(臨時総会)

第18条 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の○分の△以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(役員会)

第19条 役員会は、毎月●回程度定例的に開催する。また、会長が必要と認めたときも開催する。

(監査会)

第20条 監査会は、当該年度の業務及び会計を監査するため開催する。

(招集)

第21条 総会及び役員会は、会長が招集する。

2 会長は、第18条による請求があったときは、その日から○△日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 会長は、総会及び役員会を招集する場合は、会員に対し、少なくとも開催日の●日前までに通知しなければならない。ただし、役員会については、会長が緊急に開催する必要があると認めるときは、この限りではない。

(議長)

第22条 総会の議長は、その総会において出席会員の中から選任する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第23条 会議は、総会においては総会員、役員会においては役員現在数の○分の●

以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

2 役員会の議事は、役員の過半数をもって決する。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第25条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において前2条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数及び出席数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第28条 資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決により定める。

2 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第29条 この会の経費は、別に定める資産をもって支弁する。

2 会員には、別に定める慶弔金を支払うことができる。

(事業計画及び収支予算)

第30条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第31条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第32条 この会の事業年度は、毎年 ●月△日に始まり、○●月△●日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において総会員の○分の●以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産処分)

第34条 この会が総会の議決に基づいて解散をする場合は、総会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を得て、この会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿等の備え付け)

第35条 この会は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 規約
- (2) 認可に関する書類
- (3) 役員に関する書類（役員名簿）
- (4) 会員に関する書類（会員名簿）
- (5) 会議議事録
- (6) 資産台帳
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- (8) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
- (9) 事業計画書及び予算書
- (10) その他必要な書類及び帳簿

(細則)

第36条 役員会は、この規約を実施するにあたって、必要がある場合には、細則を定めることができる。この場合において、役員会は、細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

(旧規約の廃止)

- 2 旧規約は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規約の適用に伴う経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。

地方自治法（認可地縁団体関係）

第260条の2 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。

一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。

四 規約を定めていること。

3 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 主たる事務所の所在地

五 構成員の資格に関する事項

六 代表者に関する事項

七 会議に関する事項

八 資産に関する事項

4 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。

5 市町村長は、地縁による団体が第2項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第1項の認可をしなければならない。

6 第1項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。

7 第1項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

8 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

9 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

10 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。

11 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

12 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。

13 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第10項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

14 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第1項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

15 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第4条及び第78条の規定は、認可地縁団体に準用する。

16 認可地縁団体は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第2条第6号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第37条の規定を適用する場合には同条第4項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（以下「認可地縁団体」という。）並びに）」と、同法第66条の規定を適用する場合には同条第1項及び第2項中「普通法人」とあるのは「普通法人（認可地縁団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（認可地縁団体及び）」とする。

17 認可地縁団体は、消費税法（昭和63年法律第108号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第260条の3 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の5 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第260条の6 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第260条の7 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の9 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第260条の12 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第260条の17 認可地縁団体の総会においては、第260条の15の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第260条の19 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第260条の20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第260条の21 認可地縁団体は、総構成員の四分之三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第260条の22 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第260条の23 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第260条の24 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第260条の25 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第260条の26 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第260条の27 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の終了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第260条の28 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第1項の公告は、官報に掲載してする。

第260条の29 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第260条の30 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第1項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第260条の31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第260条の32 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第260条の33 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第260条の34 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第260条の35 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第260条の36 裁判所は、第260条の25の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

第260条の37 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。
この場合において、前条中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第260条の38 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）により、50万円以下の過料に処する。

- 一 第260条の22第2項又は第260条の30第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第260条の28第1項又は第260条の30第1項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

地方自治法施行規則（認可地縁団体関係）

第18条 地方自治法第260条の2第2項に規定する申請は、同条第1項に規定する地縁による団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該地縁による団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

一 規約

二 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

三 構成員の名簿

四 申請時に不動産又は不動産に関する権利等（以下この号において「不動産等」という。）を保有している団体にあつては保有資産目録、申請時に不動産等を保有することを予定している団体にあつては保有予定資産目録

五 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

六 申請者が代表者であることを証する書類

七 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法 法人をいう。以下同じ。）が地方自治法第260条の2第1項に規定する認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。以下同じ。）に移行する場合には、租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第44条の2第1項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類

八 特定一般社団法人又は特定一般財団法人（地方税法（昭和25年法律第226号）附則第41条第3項 に規定する特定一般社団法人又は同項 に規定する特定一般財団法人をいう。以下同じ。）が認可地縁団体に移行する場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）附則第23条第7項に規定する総務大臣が定める基準を満たすことを明らかにする書類

2 前項の申請書並びに保有資産目録及び保有予定資産目録の様式は、別記のとおりとする。

第19条 地方自治法第260条の2第10項に規定する告示は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の場合に該当する旨を明示した上で当該各号に定める事項について行うものとする。

一 地方自治法第260条の2第1項 の認可を行つた場合

イ 名称

ロ 規約に定める目的

ハ 区域

ニ 主たる事務所

ホ 代表者の氏名及び住所

ヘ 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

ト 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

チ 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

リ 認可年月日

ヌ 前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該各号の基準を満たすときは、その事由

ル 前条第1項第7号又は第8号に該当する場合には、当該特例民法法人又は特定一般社団法人若しくは特定一般財団法人（以下「特例民法法人等」という。）から承継した財産の種類及び数量

二 解散した場合（破産による場合を除く。）

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 解散事由

ヘ 解散年月日

三 清算終了の場合

イ 名称

ロ 区域

ハ 主たる事務所

ニ 清算人の氏名及び住所

ホ 清算終了年月日

四 前2号の場合及び破産による場合を除くほか、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつたとして届出があつた場合、告示した事項のうち変更があつた事項及びその内容

2 前項の告示は、遅滞なく行わなければならない。

第20条 地方自治法第260条の2第11項に規定する届出は、認可地縁団体の代表者が、届出書に告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。

2 前項の場合において、特例民法法人等から認可地縁団体に移行した団体の代表者は、解散した特例民法法人等の残余財産の全部を取得したことを証明する義務を負うものであること。

3 第一項の届出書の様式は、別記のとおりとする。

第21条 地方自治法第260条の2第12項に規定する請求は、請求者の氏名及び住所、請求に係る団体の名称及び事務所の所在地を記載した証明書交付請求書を市町村長に提出することにより行うものとする。

2 市町村長は、19条（第1項第1号ルを除く。）に掲げる事項を記載した台帳を作成し、前項の請求があつたときは、末尾に原本と相違ない旨を記載した台帳の写しを交付しなければならない。

3 前項の台帳の様式は、別記のとおりとする。

(様式. 1)

平成 年 月 日

南三陸町長

様

団 体 名 称

所在地

代表者 氏 名

印

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規 約
2. 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3. 構成員の名簿
4. 保有資産目録又は保有予定資産目録
5. 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同生活を現に行なっていることを記載した書類
6. 申請者が代表者であることを証する書類

(様式. 2)

保有資産目録

団体名 _____

平成 年 月 日現在

1. 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2. 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同生活を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量	

(様式. 3)

保有予定資産目録

団体名 _____

平成 年 月 日現在

1. 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の 取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2. 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期

(様式. 4)

代表者就任承諾書

私は、平成____年____月____日に開催された平成____年_____に
おいて、平成____年度の代表者に選任されましたので、平成____年____月____
日をもって就任することについて承諾いたします。

平成 年 月 日

代表者 氏 名

印

住 所

生年月日

年 月 日

(様式. 5)

平成 年 月 日

南三陸町長

様

団 体 名 称
所在地

代 表 者 氏 名 印
住 所

証 明 書 等 交 付 申 請 書

地方自治法第260条の2第12項の規定により、下記の団体に関する告示された事項
の証明書の交付を請求いたします。

記

1. 請求に係る地縁による団体の名称と事務所の所在地

団 体 の 名 称 _____

事 務 所 の 所 在 地 _____

2. 証明書部数 _____ 部

3. 請求理由 登 記 ・ そ の 他

(様式. 6)

平成 年 月 日

南三陸町長 様

団 体 名 称

所在地

代 表 者 氏 名

印

住 所

規 約 変 更 申 請 書

地方自治法第260条の3第2項の規定による、規約変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

1. 規約の変更の内容及び理由を記載した書類
2. 規約変更を総会で議決したことを証する書類

(様式. 7)

平成 年 月 日

南三陸町長

様

団 体 名 称

所在地

代 表 者 氏 名

印

住 所

告 示 事 項 変 更 申 請 書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、
告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容
2. 変更の年月日
3. 変更の理由